

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第2号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年2月28日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

令和2年1月6日午後2時40分頃、幕別町札内あかしゃ町56番地4付近の町道あかしゃ団地道路12号交差点において、公用車が東進していたところ、一時停止を怠って北進してきた相手方車両が右側後方に衝突し、公用車のリアバンパー、右側後方ホイール等と相手方車両のフロントバンパー、右側ヘッドランプ等に物的損害が生じたので、過失割合により相殺計算した額を損害賠償として相手方に支払い、和解するものである。

2 損害賠償額 14,961円

3 損害賠償及び和解の相手方
町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。